

豊田信用金庫 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備をおこなうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

2. 計画内容

① 子供が生まれる際の父親の休暇の取得の促進

＜対策＞ 制度周知のため、毎年度事務連絡を発出する。

② 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施

○ 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供

＜対策＞ ・産休・育休前相談を行う
・休み中や復帰後の生活について情報提供及び相談体制を整える。

③ 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組を実施

○ 女性労働者に向けた取組

＜対策＞ ・毎年度、育児中の職員を対象に「パパママ応援セミナー」を開催し、キャリア形成を促す。
・パート職員について「正職員登用制度」の運用を推進する。
・出産や育児を経験したか否かに関わらず、女性労働者に対してキャリアアップを目指す土壌を培う。

○ 管理職に向けた取組等

＜対策＞ ・一般職女性について、職務経験の長い職員に対し「営業店主任」に任命して、役務者と同様の権限を持たせることなどを推進する。

④ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

＜対策＞ ・安全衛生委員会や労働時間等設定改善委員会等において、育児・介護休業法の短時間勤務や制度について周知を図る。

⑤ 年次有給休暇の取得のための措置の実施

＜対策＞ ・残業時間、有給休暇、振替休暇についての取得率を管理し、業績評価に反映させる。
・就業時間の管理を、静脈認証を用いて適正に行う。
・年次有給休暇による「連続休暇」の利用について通達を発出し、取得促進を図る。

⑥ 子どもが、保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができ「子ども参観日」の実施

＜対策＞ ・毎年、子どもの夏休みを利用して「子ども参観日」を開催する。
・労働者は、年次有給休暇を取得し親子のふれあいを持つ。
・庫内誌に掲載して開催を周知する。

⑦ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等

＜対策＞ ・大学生に対し夏季と冬季に、インターンシップ等の就職活動や経済教育を目的とした職場体験をおこなう。
・中・高生については、経済教育を目的とした職場体験や出前講座を実施する。